

		(一社) チャデモ協議会指定用紙	
整理番号は 事務局で記入します		整 理 番 号	2026-256
① ソフトウェア以外の場合 ☒		充電器なので、ソフトウェア以外を チェックするか ☒ にしてください。	
② ソフトウェアである場合 ☐			
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書 ()			
シリアル番号 ()			
当 該 設 備 の 概 要	減価償却資産の種類	機械及び装置	
	設備の種類又は細目	電気業用設備	
	設備の名称	電気自動車用急速充電器	
	設備型式	CHA-QC180	
	本社名・事業所名	烏森商会	
	法人番号 ※法人のみ	1234567890123	
	本社所在地	横浜市鶴見区江ヶ崎町 4-1	
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	(045-1234-5678)	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該 当 要 件	一定期間 (注 1) 内に販売開始された 製品であるか	① 販売開始年度(西暦) : 2025年度(注 2) ② 取得(予定)日を含む年度 : 2026年度(注 2) ② - ① = 1 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年 1 % 向上) に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品 の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当 新規モデルの場合は、この欄に○は付けない。
	該当要件への当否	有効期限 (注 3)	1. 該当 2. 非該当 西暦 2026 年 12 月 31 日

(注 1) 一定期間は、機械装置 : 10 年、工具 : 5 年、器具・備品 : 6 年、建物附属設備 : 14 年、ソフトウェア : 5 年とする。
(注 2) 年度とは、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。
(注 3) 当該証明を受けた年度 (1 月 1 日 ~ 12 月 31 日) に限り有効とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認 し、該当要件を満たしていることを証明します。 西暦 2026 年 8 月 3 日 105-0004 東京都港区新橋 1-18-2 一般社団法人 チャデモ協議会 代表理事 成島 栄治 担当窓口 : 関 宗佑 連絡先 (電話番号) : 03-6205-4577 (任意)メールアドレス : seki@chademo.org	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。 西暦 2026 年 8 月 3 日 製造事業者等の名称 田村製作所 製造事業者等の所在地 東京都港区新橋 1-18-2 代表者氏名 : 田村 崇顕 担当者氏名 : 沼田 典膳 所 属 : インフラ事業部 担当者連絡先 (電話番号) : 03-2345-6789
---	---

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

変 更 事 項 (注 4)	変更前 (都道府県名・市町村名)	変更後 (都道府県名・市町村名)

(注 4) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
[本証明書に関する注意事項]
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

これ以降のページは、全ての工業会を
対象とした記入例なので、チャデモ協議会
向けには適さない記述もあります。参考と
して必要箇所をご参照ください。

(様式1)

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	1 2 3 4 - 5 6
① ソフトウェア以外の場合	☒
② ソフトウェアである場合	☐

<証明書記載例>

- 赤字 → 設備メーカー等記入箇所
青字 → 工業会等記入箇所
緑字 → 設備ユーザー記入箇所

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書 (型式確認用)

1 段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類 (機械及び
装置、器具及び備品、工具など) を記入。

2 段目には、器具備品であれば、「陳列棚及び陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

工業会等は、型式毎にシリアル番号を付与し、記入。
設備メーカー等は、シリアル番号毎に利用ユーザー
を管理し、定期的に工業会へ実績を報告。

シリアル番号 (9 9 9 9 9)

当 該 設 備 の 概 要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	陳列棚及び陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付のもの)
	設備の名称	冷蔵ショーケース
	設備型式	2015年式 METI SME-W
	本社名・事業所名	株式会社横野商店・上藤店
	法人番号 ※法人のみ	99999999999999
	本社所在地	●●県●●市●●1丁目2番地3号
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	▲▲株式会社▲▲部▲▲課 00-8888-9999

登記上の法人名又は個人
事業者氏名を必ず記載
(屋号は不可)

登記上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載。(屋号は不可)
(工業会確認時には空欄とし、設備ユーザーへの交付時に記載)

設備メーカー等は裏付けとなる資料等を準備し
た上で、チェックシート (様式2) を記入。

設備メーカー等は、チェックシート (様式2) で記入した
①販売開始年度、②取得 (予定) 年度をそれぞれ記入。
② - ①を行い一定期間内であるか記入。

該 当 要 件	一定期間 (注1) 内に販売開始され た製品であるか	①販売開始年度 (西暦) : 2020年度 (注2) ②取得 (予定) 日を含む年度 : 2023年度 (注2) ② - ① = 3 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」 (旧モデル比生産性年1%向上) に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製 品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当
	有効期限 (注3)		西暦2023年12月31日

型式認定の場合は、証明を受けた年度 (1月~12月) に限り有効となります。
有効期限が過ぎたものは、工業会で回収することになりますのでご認識おき下さい。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(注3) 当該証明を受けた年度（1月1日～12月31日）に限り有効とする。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦2023年6月20日

〒000-8888

■■県■■市■■3丁目3番地3号

一般社団法人■■工業会

会長 工業 太郎

担当窓口：▼▼▼▼

連絡先（電話番号）：00-6666-7777

(任意)メールアドレス：▲▲@▲▲.▲▲

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦2023年5月1日

製造事業者等の名称 株式会社 上倉製作所

製造事業者等の所在地 ○○県○○市○—○—○

代表者氏名： 水沢 勇弘

担当者氏名： 山田 花子

所 属： 営業部

担当者連絡先（電話番号）：00-7777-6666

※経営強化税制の制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点については、中小企業庁税制サポートセンター（03-6281-9821）もしくは所轄の税務署にお問い合わせください。

中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注4) 変更事項	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）
	○○県上藤市	○○県夏川市

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先端設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

＜チェックリスト記載例＞

チェックリスト、工業会等と設備メーカー等との間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください（必要に応じて設備メーカー等にコピーを共有）。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	販売開始要件の確認	1. 該当 2. 非該当 販売開始年月 : 2020年4月 ①販売開始年度 : 2020年度 (※1) 取得等をする年度 : 2023年5月 ②取得日を含む年 : 2023年 ②-①=3年 が一定期間(※2) の要件内 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 所定の期間とは以下のとおりです。 機械装置 : 10 年以内、工具 : 5 年以内、 器具備品 : 6 年以内、建物附属設備 : 14 年以内 本設備（器具備品）であれば、取得等をする年から起算して 6 年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2016 年 2 月 (=①2016 年度) に販売開始されたものの場合、2023 年 5 月 (=②2023年) に取得したときは、6 年以内の要件を満たしません (②-①=7 年) ので「一定期間内」の要件に該当しませんので対象外となります。	✓ ✓
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (※) 以下の 1～4 までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 消費電力 】 4. その他【 】 「生産効率」「精度」「エネルギー効率」はあくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認めております。工業会におかれましては、その指標が制度趣旨に沿ったものであるのかどうかをご確認ください。 例えば、上記以外にも、処理数、加工量、加工時間、検査数（検査装置）等といったものが考えられます。一方、設備の「金額」や設備導入による「副次的な効果」などは設備の「生産性」に直接関係しませんので相応しくないと考えます。	✓ ✓

		<指標数値> (一代前モデル) : 40 (2010年度販売 METI SME-W) (当該設備) : 20 <生産性向上> 年平均10% (例) 2015年販売のモデルの指標(消費電力)が20であり、2010年販売の一代前モデルが40である場合、 $\{(20 - 40) \div 40\} \div 5\text{年} = -0.1$ すなわち年平均10%のエネルギー効率の向上となり、「年平均1%以上」を満たすこととなります。	
該当要件の当否		1. 該当 2. 非該当	✓

上記の該当要件に関し、両方に「1. 該当」にチェックが付いた場合のみ、該当要件にも「1. 該当」にチェックが付きます。

- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、構築物、建物附属設備：14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

